

同時発表：九州地方整備局

平成29年10月31日  
水管理・国土保全局 防災課

## 災害復旧事業の早期本格着手に向け、被災状況の調査が困難な場合に、施設の「全損」扱いを初適用 ～平成29年7月九州北部豪雨における災害復旧の迅速化を図ります～

国土交通省では、平成29年7月九州北部豪雨において土砂災害と洪水災害で甚大な被害を受けた福岡県内と大分県内の災害復旧事業について、被災状況を詳細に調査できない場合には、「全損」として今回はじめて取り扱います。

平成29年7月九州北部豪雨においては、公共土木施設が大規模かつ広範囲に土砂等により埋塞しており、災害査定までに土砂等を掘り返して被災状況の調査を行うことが物理的に不可能な箇所が多数あり、地方公共団体が災害復旧事業を迅速に進めるうえで支障になっています。

こうした状況を受けて、大規模かつ広範囲に土砂等が埋塞している箇所における災害復旧事業の取扱い等を次のとおり改善し、被災地の1日も早い復旧を支援します。

### ① 大量の土砂等による埋塞が著しい施設については、「全損」として災害査定を行えるようになりました。

これにより、

- 被災状況の調査を行うために大量の土砂等を撤去すると、多大な労力と時間を要するが、大量の土砂等を掘り返す前に災害査定を受けることができるため、災害査定が迅速化され、本格的な災害復旧事業に早期に着手できる
- 改良復旧事業の計画検討に早期に取りかかることができる

ことから、地域の復旧・復興が迅速化されます。

### ② さらに、著しく被害を受けた一連区間について、川幅を拡げるなど一定の計画に基づいて行う災害復旧事業（一定災）を、土砂等により大きな被害を受けた今回の洪水対応に活用します。

「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第3第2号」にいう原形復旧にすることが著しく不適当な場合について、広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激甚である時は、一定計画のもとに災害復旧事業を実施することができます。

※15:00より中央合同庁舎3号館5階中会見室にて記者ブリーフィングを行います。

#### 問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局 防災課

災害査定官 丸山 日登志 (内線35752)

改良技術係長 黒原 敏孝 (内線35775)

電話 代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8458

F A X 03-5253-1607

# 災害復旧事業の早期本格着手に向け、被災状況の調査が困難な場合に、施設の「全損」扱いを初適用

- ① 大量の土砂等による埋塞が著しい施設については、「全損」として災害査定を行えるようになりました。



## 地域の復旧・復興が迅速化

●災害査定が迅速化され、本格的な災害復旧事業に早期に着手できます。

●改良復旧事業の計画検討に早期に取りかかることができます。

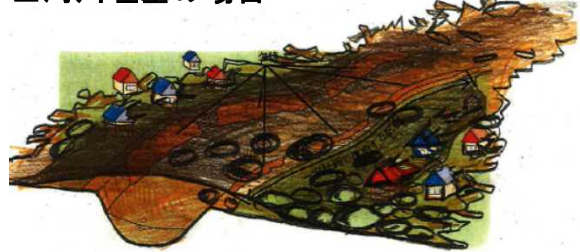
- ② さらに、著しく被害を受けた一連区間について、川幅を拡げるなど一定の計画に基づいて行う災害復旧事業（一定災<sup>いっていさい</sup>）を、土砂等により大きな被害を受けた今回の洪水対応に活用します。

・河川の土砂等埋塞が広範囲で激甚な場合に「全損」とし、「全損」の区間は「公共土木施設災害復旧事業査定方針第三・4」における「欠壊」の区間として扱います。

### ■洪水による河岸の決壊の場合



### ■河川埋塞の場合



※一定災：広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激甚であり、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた洪水、高潮、波浪、地すべり、崩壊等を対象として被災後の状況に即応する被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事